二十	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、「外航海運業」（日本国内の港の間の海上運送、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
二十二	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
措置	
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

（第二編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書九（第十章関係）　第十・八条3に規定する措置に関する留保

第一編　日本国の表

1　日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関して日本国が付する留保について、第十・八条3の規定に従って記載するものである。

(a)　第十・三条
(b)　第十・四条
(c)　第十・七条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	二	三	四	五
分野	分野	分野	分野	分野
全ての分野	全ての分野	全ての分野	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業
小分野	小分野	小分野	小分野	小分野
産業分類	産業分類	産業分類	産業分類	産業分類
内国民待遇（第十・三条）	内国民待遇（第十・三条）	内国民待遇（第十・三条）	内国民待遇（第十・三条）	
留保の種類	留保の種類	留保の種類	留保の種類	
特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）	特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）	最恵国待遇（第十・四条）	特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）	
概要	概要	概要	概要	
日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　モンゴル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　モンゴル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	指定された企業又は政府機関（以下この表において「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国はこれらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	補助金については、モンゴル国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置	